

精神障害者福祉手当の支給について

1 概要

区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳1級の者に対し、一定の条件の下、区独自の手当を支給することで、生活の安定を支援する。

2 対象者

(1) 対象要件

文京区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳1級の者で、下記の制限に当てはまらない者

- ア 本人もしくは扶養義務者の所得が限度額を超えている者
- イ 文京区心身障害者等福祉手当を受給している者
- ウ 文京区児童育成手当（障害手当）を受給している児童
- エ 施設に入所している者
- オ 65歳以上の者

(2) 想定対象者数

約50名

3 支給額

1人につき月5,000円

なお、手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払うものとする。

4 開始時期

平成29年4月1日

5 実施方法

提出された申請書を審査したのち、支給決定を行う。支給は、申請者の金融機関口座への振込みにより行う。

なお、初年度に限り、平成29年12月末までに申請をした者は平成29年4月1日に申請があったものとみなす。

6 周知方法

- (1) 関連団体（家族会・地域活動支援センター等）に対する説明
- (2) 区報・ホームページに掲載

7 今後のスケジュール（予定）

- ・平成29年2月 厚生委員会報告、条例案上程
- ・平成29年4月 施行
- ・平成29年8月 4月～7月分の支給開始